



融資メニュー			融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ()内は据置期間		融資利率(年率)*		保証人	物的担保	保証料補助
	細目	略称			運転資金	設備資金	*融資利率(年率)の詳細は、表紙の一覧表をご確認ください。				
新たな事業展開資金	チャレンジ融資 (チャレンジ)	チャレンジ	【令和7年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 チャレンジ】に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利または変動金利 ②	[全部保証利率] 固定金利または変動金利 ②	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	一
	事業承継融資 (承継)	事業承継	【事業承継一般(略称:承継一般)】 (1)から(4)のいずれかに該当する中小企業者並びに(1)若しくは(2)のいずれかに該当する組合 (1)事業承継を10年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2)事業承継した日から5年末満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 ②	[全部保証利率] 固定金利 ②			全事業者3分の2
			【事業承継经营者保証不要型(略称:承継経保)】(国の全国統一保証制度) (1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証申込受付日から3年内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2)国)の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施しており、事業承継日から3年を経過していないこと。 (3)アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること。 イ EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済緩和している借入金が無いこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (1年以内)		※「承継経保」は責任共有利率のみを適用する	-		徴求不可	全事業者3分の2又は0.2%相当分
		事業承継支援特例	【事業承継個人融資型(略称:承継個人)】 (1)又は(2)のいずれかに該当するもの (1)事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。 (2)事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 ②	[全部保証利率] 固定金利 ②		全事業者3分の2	
	M&A促進	M&A	【事業承継支援特例(略称:承継・支援)】 (1)から(3)のいずれかに該当するもの (ただし、事業承継個人型(2)は本特例の適用範囲外) (1)地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年内に複数回受け、その証明を受けていること。 (2)公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年内に複数回受け、その証明を受けていること。 (3)一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」における事業承継計画策定のための専門家派遣支援を1年内に受け、その証明を受けていること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	「承継」の各融資対象と同様		上記「承継(承継一般・承継経保・承継個人)」利率より0.2%優遇				「承継」の各融資対象と同様
	経営セーフ	経営セーフ	【M&Aに取り組む中小企業者(売却・買収は問わない)。ただし、売却側は、M&A実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ融資申込しができる。】	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者3分の2	小規模企業者2分の1 (9)に該当する場合は全事業者2分の1	
経営安定融資 (経営)	経営一般	経営一般	【(1)から(9)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合】 (1)最近3か月間の売上実績(又は「今後3か月間の売上見込」)が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2)「最近3か月間の売上実績(又は「今後3か月間の売上見込」)が令と2年1月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3)売上原価の20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4)「最近3か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 (5)金融機関からの総借入金が前年同期比10%以上減少していること。 (6)倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (7)災害により事業活動に影響を受けていること。 (8)東京都知事が指定するもの(アスベスト対策) (9)東京都知事が指定するもの(米国関税措置関連)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		[責任共有利率] 固定金利 ②	[全部保証利率] 固定金利 ②			
			【フェニックス金融支援パッケージ(略称:フェニックス)】(国の全国統一保証制度) 国の「事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度要綱」に定める要件に該当すること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (3年以内)		経営者保証免除対応(※1)を適用する場合は不要				
	借換融資 (借換)	特別借換	(1)及び(2)に該当する中小企業者又は組合 (1)保証協会の保証付融資を利用していること。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。	既往の保証付融資残高 及び事業計画実施に必要な資金の範囲内 (同)	10年以内 (1年以内)	-	金融機関所定				小規模企業者2分の1
経営の安定化資金	再生支援融資 (再生)	企業再生	【再生法の整理(略称:再生法の整理)】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後3年が経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 【再生私的整理(略称:再生私的整理)】 中小企業活性化協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合	2億円 (同)	10年以内 (1年以内)		金融機関所定		必要に応じ有担保	小規模企業者2分の1	
	災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合	原則として一災害 8,000万円 (同) <災害毎に設定>	原則として10年以内 (1年以内) <災害毎に設定>	[責任共有利率] 固定金利 2.1%以内	[全部保証利率] 固定金利 1.9%以内			全事業者全額
	危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1)又は(2)のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 (2)危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)	-	[全部保証利率] 固定金利 ②			全事業者2分の1
事業再構築・業態転換等支援融資 (事業・業態転換)	事業再構築・業態転換	事業・業態転換	(1)から(3)までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1)事業再構築・業態転換事業計画書を策定していること。 (2)国)の「事業再構築補助金」の交付決定を受けていること。 (3)東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 ③	[全部保証利率] 固定金利 ③	必要となる場合がある	新規の保証を含めた保証の合計額が8千万円超の場合は原則必要	全事業者3分の2
		省エネ推進支援 省エネ推進支援特例	省エネエネルギーを目的とした事業再構築・業態転換に取り組む中小企業者又は組合	上記利率より0.2%優遇							
	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資 (エネルギー・ウクライナ・円安等)	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資	(1)及び(2)又は(3)及び(4)に該当する中小企業者又は組合 (1)借換対象コロナ融資※の融資残高がある。 (2)事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 (3)ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (4)次のいずれかに該当するもの ア 「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 イ 「最近1か月間の売上高総業利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ウ 「最近1か月間の売上高営業利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ※「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和2年度の危機対応融資(コロナ)、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 (令和3年3月31日までに保証申込受付、令和3年5月31日までに融資実行されているもの)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		[責任共有利率] 固定金利 ②	[全部保証利率] 固定金利 ②			全事業者5分の4又は3分の2(小規模企業者は5分の4又は4分の3)

*「責任共有利率」：責任共有制度の対象となる融資に適用される利率。「全部保証利率」：責任共有制度の対象外（全部保証）となる融資に適用される利率。

※1 一定の要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乗せすることで経営者保証を免除することができる。